

## 岩手県から本県側への地下水等流入防止対策の検討

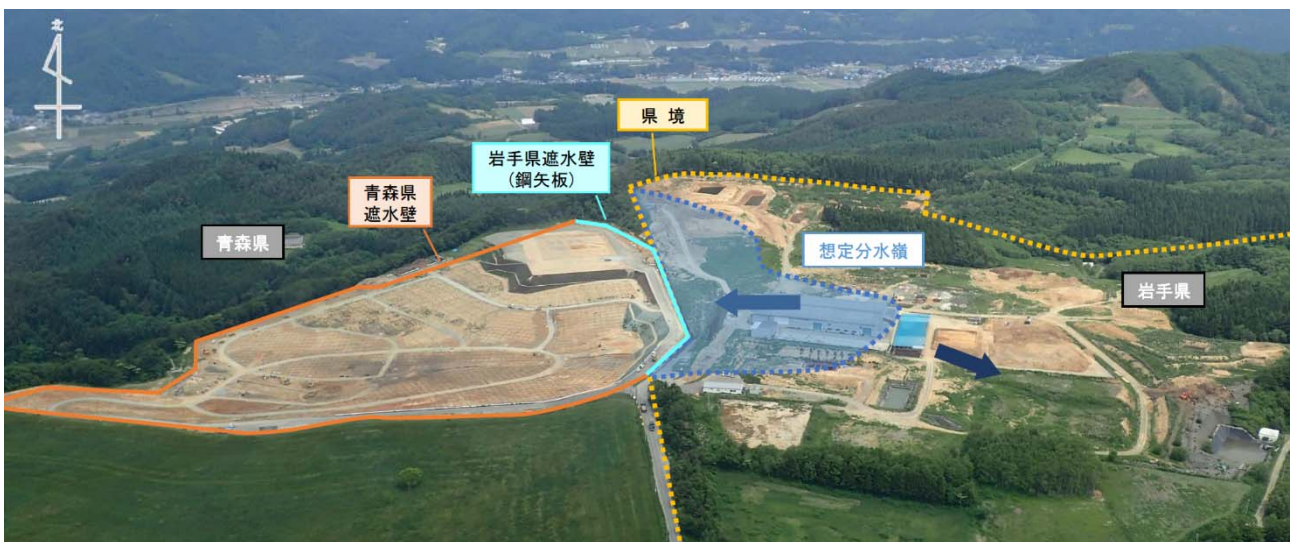
### 1 検討の背景

#### (1) 青森、岩手両県事業の終了時期の違い

県境不法投棄現場の原状回復対策に当たり、本県と岩手県では、国の同意を受けた実施計画に基づいて原状回復事業を実施しているが、本県の実施計画の期限が平成34年度であるのに対して岩手県は平成29年度となっており、先行して岩手県の事業が終了する。

#### (2) 岩手県の事業終了に伴う地下水等流入防止対策

県境不法投棄現場においては、岩手県側に分水嶺があり、分水嶺西側で生じる表流水及び地下水が本県側に流入する地形であるため、岩手県では、同県実施計画の中で、長期的対策として、「特定産業廃棄物等の除去完了後、表流水及び地下水がともに東側に流下するよう、県境(南北方向)を概ねの頂点として東側に次第に低くなるよう地形整形や地盤改良等の必要な措置を講ずる。」としている。



(H14.12.11 第2回技術部会資料1-2を基に作成)

### 2 岩手県事業の終了に向けた対応

#### (1) 岩手県への申し入れ

現在は岩手県が県境部に設置した鋼矢板等により本県側現場内への地下水等の流入が防止されているが、岩手県の事業終了後も本県では地下水浄化対策を継続することから、今後、岩手県が検討・実施する長期的対策が本県の地下水浄化対策に影響を及ぼさないものであることを確認する必要があるため、岩手県に対して長期的対策内容の詳細な説明を申し入れている。

#### (2) 岩手県との意見交換、協議会の意見聴取

今後、岩手県の長期的対策内容の説明を受け、両県で十分に意見交換することとし、岩手県の長期的対策が本県の地下水浄化対策に影響を及ぼさないものであるか、本県協議会の意見を聴く。